

第四三回

参第三一号

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律（案）

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「及び寮母」を「、実習助手及び寮母」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

理 由

女子の実習助手の出産の場合について、他の女子教育職員の場合と同様に職員の臨時的任用を行なうこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。